整備	
修理	（略）
大修理	耐空性に重大な影響を及ぼす修理作業
小改造	大改造以外の改造作業
改造	
大改造	耐空性に重大な影響を及ぼす改造作業

（設計の変更）

第六条　設計の変更の区分及び内容は、次の表に定めるとおりとする。

設計の変更の区分	設計の変更の内容
小変更	耐空性に重大な影響を及ぼさない変更
（略）	

（耐空証明）

第十二条の二　（略）

2　前項の申請書に添付すべき書類及び提出の時期は、次の表に掲げる区分による。

区分		添付書類	提出の時期
一	本邦内で製造するもの	一　（略）	（略）
		二～五　（略）	（略）
		六～八　（略）	（略）
		九　第三十九条第一項の規定により検査の確認をした旨を証する書類（法第十条第五項第四号及び第五号に掲げる航空機に限る。）	（略）
		十　（略）	
	型式証明を受けた型式と異なる型式の航空機（法第十二条第一項の型式証明を受けた型式と異なる型式の航空機（三に掲げる航空機を除く。）	（略）	

整備	
修理	（略）
大修理	次のいずれかの修理作業 一　次に掲げる修理作業その他の耐空性に大きな影響を及ぼす複雑な修理作業 イ　主要構造部材の強度に相当の影響を及ぼすおそれのある伸ばし、継ぎ、容接又はこれに類似した作業 ロ　複雑な又は特殊な技量又は装置を必要とする作業 二　その仕様について第十四条第一項の国土交通大臣の承認を受けていない装備品又は部品を用いる修理作業
小改造	重量、強度、動力装置の機能、飛行性その他耐空性に重大な影響を及ぼさない改造であつて、その仕様について第十四条第一項の国土交通大臣の承認を受けた装備品又は部品を用いるもの
改造	
大改造	小改造以外の改造

（設計の変更）

第六条　設計の変更の区分及び内容は、次の表に定めるとおりとする。

設計の変更の区分	設計の変更の内容
小変更	重量、強度、動力装置の機能、飛行性その他航空機の耐空性に重大な影響を及ぼさない変更
（略）	

（耐空証明）

第十二条の二　（略）

2　前項の申請書に添付すべき書類及び提出の時期は、次の表に掲げる区分による。

区分		添付書類	提出の時期
一	本邦内で製造するもの	一　（略）	（略）
		二～五　（略）	（略）
		六～八　（略）	（略）
		九　第三十九条の四第一項の規定により検査の確認をした旨を証する書類（法第十条第五項第四号及び第五号に掲げる航空機に限る。）	（略）
		十　（略）	
	型式証明を受けた型式と異なる型式の航空機（法第十二条第一項の型式証明を受けた型式と異なる型式の航空機（三に掲げる航空機を除く。）	（略）	